

令和4年

第3回宮古島市議会(臨時会)会議録

= 臨時会 =

令和4年5月20日(金) 1日

宮古島市議会

目 次

◎ 第3回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	3
○ 応招議員名簿	4
○ 5月20日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	10
会期を定めることについて	10
議案審議	10

宮古島市告示第90号

令和4年第3回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和4年5月13日

宮古島市長 座喜味 一 幸

1 期 日 令和4年5月20日（金）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (2) 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (3) 宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (4) 宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (5) 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）)
- (6) 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）)
- (7) 専決処分の承認を求めることについて
(宮古島市税条例等の一部を改正する条例)
- (8) 専決処分の承認を求めることについて
(宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

宮古島市告示第93号

令和4年5月20日招集の令和4年第3回宮古島市議会（臨時会）に付議する事件を、次のとおり追加する。

令和4年5月17日

宮古島市長 座喜味 一 幸

1 追加付議事件

- (1) 本土復帰50年に際し、市民・県民の生命を守る任務遂行に対する感謝決議

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第45号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について	市 長	令和4年 5月20日	令和4年 5月20日	原案可決
議案 第46号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第47号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第48号	宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
報告 第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））	〃	〃	〃	承 認
報告 第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第1号））	〃	〃	〃	〃
報告 第4号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）	〃	〃	〃	〃
報告 第5号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	〃	〃	〃	〃
決議案 第3号	本土復帰50年に際し、市民・県民の生命を守る任務遂行に対する感謝決議	議 会 運 営 委 員 会	〃	〃	原案可決

開会日（令和4年5月20日）に応招した議員

久	貝	美	奈	子	君	下	地	信	広	君
下	地			茜	”	我	如	古	三	雄
砂	川	和	也	”	前	里	光	健	”	”
狩	俣	勝	成	”	西	里	芳	明	”	”
富	浜	靖	雄	”	長	崎	富	夫	”	”
下	地	信	男	”	友	利	光	德	”	”
狩	俣	政	作	”	上	里		樹	”	”
山	下		誠	”	栗	国	恒	広	”	”
池	城		健	”	上	地	廣	敏	”	”
上	地	堅	司	”	平	良	敏	夫	”	”
仲	間	誉	人	”	山	里	雅	彦	”	”
平	良	和	彦	”						

令和4年

第3回宮古島市議会(臨時会)会議録

令和4年5月20日(金)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

令和4年第3回宮古島市議会臨時会（5月）議事日程第1号

令和4年5月20日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 第 2 会期を定めることについて
- 〃 第 3 議案第45号 宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について （市長提出）
- 〃 第 4 〃 第46号 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について （ 〃 ）
- 〃 第 5 〃 第47号 宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について （ 〃 ）
- 〃 第 6 〃 第48号 宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について （ 〃 ）
- 〃 第 7 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）） （ 〃 ）
- 〃 第 8 〃 第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）） （ 〃 ）
- 〃 第 9 〃 第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例） （ 〃 ）
- 〃 第10 〃 第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） （ 〃 ）
- 〃 第11 決議案第 3 号 本土復帰50年に際し、市民・県民の生命を守る任務遂行に対する感謝決議 （議会運営委員会提出）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和4年第3回宮古島市議会臨時会（5月）会期日程計画表

令和4年5月20日（金）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
5月20日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝1日

令和4年第3回宮古島市議会臨時会（5月）会議録

令和4年5月20日（金）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（閉会＝午前11時46分）

議長（22番）	上地廣敏君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
		〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（23〃）	平良敏夫〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（1名）

議員（7番） 新里匠君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	市民生活部長	友利毅彦〃
副市長	伊川秀樹〃	福祉部長	仲宗根美佐子君
企画政策部長	垣花和彦〃	総務課長	豊見山徹〃
総務部長	與那覇勝重〃	財政課長	国仲英樹〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長 下地貴之君 次長補佐 砂川晃徳君
次長 仲間清人〃 議事係長 国吉たかよ〃

令和4年第3回宮古島市議会臨時会（5月）諸般の報告書

令和4年5月20日（金）

	<p>令和4年第2回宮古島市議会定例会（3月）で議決した1件の決議、2件の意見書については、令和4年3月25日付けで関係機関へ送付した。</p> <p>「ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求める決議」</p> <p>「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書」</p> <p>「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」</p>
	<p>宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から、令和4年2月分、3月分の例月出納検査結果報告があった。</p>
3月30日	<p>大神漁港で開催された大神島定期航路の新造船「ウカンかりゆす」の就航記念式典に、長崎富夫副議長が出席した。</p>
4月15日	<p>城辺地区で開催された「宮古島市城辺世代間交流複合施設」の開館記念式典に出席し、祝辞を述べた。</p>
4月22日	<p>那覇市の沖縄県立武道館で開催された「令和4年度沖縄振興拡大会議」に出席した。</p>
4月26日	<p>平良港下崎埠頭で開催された宮古島海上保安部の大型巡視船「みやこ」披露式典及び船内見学会に出席し、祝辞を述べた。</p>
4月28日	<p>座喜味一幸市長から、「農林水産業振興のための「農林水産業振興基金（仮称）」の設置を求める要請決議」に対する回答があった。 (令和4年4月21日付け宮農農第97号)</p>
5月13日	<p>座喜味一幸市長から、令和4年第3回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。</p> <p>-----</p> <p>岩手県山田町で開催された「令和4年度防衛省全国情報施設協議会役員会」に出席した。</p>
5月15日	<p>宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで開催された「沖縄復帰50周年記念式典」に出席した。</p>
5月17日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日5月20日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案については、委員会付託を省略し処理することと決した。</p> <p>また、同委員会では「本土復帰50年に際し、市民・県民の生命を守る任務遂行に対する感謝決議」を同委員会から提出することと決したので、座喜味一幸市長宛て「付議事件の追加告示」の依頼を行った。</p> <p>-----</p> <p>座喜味一幸市長から追加告示を依頼した決議案1件を付議事件として追加告示した旨の通知があった。</p> <p>-----</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和4年第3回宮古島</p>

市議会臨時会提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告を行った。

また、前里光健君から申し出のあった本会議のインターネット配信については、今後の本会議全てをライブ配信及びアーカイブ配信することと決した。

※アーカイブ配信（ライブ配信した動画を保存し再配信する。いつでも視聴することが可能となる。）

以上

◎議長（上地廣敏君）

ただいまから令和4年第3回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（下地貴之君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

5月13日、座喜味一幸市長から令和4年第3回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

5月17日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日5月20日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案については、委員会付託を省略し、処理することと決しました。

また、同委員会では、本土復帰50年に際し、市民・県民の生命を守る任務遂行に対する感謝決議を同委員会から提出することと決しましたので、座喜味一幸市長宛て付議事件の追加告示の依頼を行いました。

同日、座喜味一幸市長から付議事件を1件追加告示した旨の通知がありました。

5月17日の全員協議会におきまして、前里光健議員から申出のありました本会議のインターネット配信につきましては、今後の本会議全てをライブ配信及びアーカイブ配信することと決しました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（上地廣敏君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において友利光徳君及び富浜靖雄君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日5月20日の1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日5月20日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第45号から日程第10、報告第5号までの計8件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和4年第3回宮古島市議会臨時会に提出しました議案について、ご説明を申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例議案4件、報告4件の合計8件でございます。

それでは、条例議案からご説明申し上げます。議案第45号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてです。令和3年人事院及び沖縄県人事委員会勧告の内容に基づき、期末手当の改定を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第46号、宮古島市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてです。宮古島市の一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の期末手当の支給割合を引き下げるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第47号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてです。宮古島市の一般職の職員との均衡を考慮し、市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第48号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。宮古島市の一般職の職員との均衡を考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き下げるとともに、文言の整理を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、報告についてご説明申し上げます。報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））についてですが、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第1号））についてです。地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）についてです。地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてです。地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

以上、ご説明を申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより日程第3、議案第45号から日程第10、報告第5号までの計8件に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎我如古三雄君

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））の中で、2点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））、22ページですが、1目一般被保険者高額療養費、節でいきますと18節負担金、補助

及び交付金、この中で一般被保険者高額療養費1,683万7,000円ですが、このほうは入院等においてかなりの高額療養者が出たと思っておりますが、件数にして何件で、一番高額療養者の医療費が高いのはどのぐらいの金額となっているのか、伺いたいと思います。

それからあと1点、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第1号））の34ページ、歳出の1目児童福祉総務費、19節扶助費、4,230万円補正があります。これは子育て世代への振り分けですけれども、1世帯当たりでは幾らで、全部で何世帯というふうなことになっているのかお聞きしたいと思います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

去る4月1日に市民生活部長を拝命しました友利毅彦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））、まずコロナによる入院の件数ということでございますが、令和3年度、144件。

それと、高額療養者で一番高い金額を払った人は幾らかというご質疑です。536万2,180円となっております。

◎福祉部長（仲宗根美佐子君）

4月から福祉部長を拝命いたしました仲宗根美佐子と申します。初めての議会です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回補正を上げた世帯と件数でございますが、世帯数にして252世帯、それから件数にして423人分となっております。

失礼しました。1世帯当たりの金額ということでございましたが、世帯ではなく、人数になりますので、お一人のお子さん10万円ということになります。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信広君

議案第45号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正について、職員の給与に関することなのですが、人事院勧告の内容に基づき率が下がっておりますけど、職員の100分の130を100分の122.5に変更しておりますけど、これ金額にして、大体でいいですので、平均してどれぐらい下がるのか、お伺ひしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

職員の引下げの支給額は合計で約3,400万円、1人平均にすると約5万円となります。

◎下地信広君

なるべく早く戻していただきたいと思います。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

私からは、何点か質疑させていただきます。

まず、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別

会計補正予算（第4号））についてですけれども、国民健康保険に関するこれは療養給付費の赤字分を補うための補正だと思っておりますけれども、同じように去る3月定例会においても令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）によって1億5,112万9,000円の補正がなされて、療養給付費の赤字分の補填という形で処理されています。今回の専決処分は3月30日、年度末において同じような趣旨で、療養給付費が足りないということで、しかも財政調整基金を取り崩して充当しようとしておりますけれども、従来、国民健康保険の赤字分については一般会計からの繰り出しで対処していたということですが、一般会計からの繰入れではなくて、基金からの運用となっています。県が保険者になったということもあってなのかどうか分かりませんが、制度が変わったのかどうか、その辺の理由を教えてください。

2点目に、この財政調整基金が令和2年度の残高が5,900万円余り。これは今回の取崩しが4,700万円という差引き基金が1,000万円ほどしか残らないという状況になっていて、今後赤字が続くとこの基金が底をついた場合にどのような対応になっていくのか、これを教えてください。

議案第45号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてですけれども、現行の4.45か月分を0.15か月分引き下げるといふ、これは人事院勧告あるいは沖縄県の人事委員会の勧告に基づきやるということになっておりますけれども、これは令和3年度の勧告に基づく今回の引下げですが、令和3年度の引下げが実施されていないということになっておりますが、令和3年度の勧告について実施しなかったこの理由を教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

なぜ令和3年度は減額を行わないで令和4年度のみになったかということでございます。通常期末手当の減額勧告であれば11月頃に臨時会を開催しまして、基準日までに条例改正を行った上で12月期の期末手当から調整額を減額するところですが、11月末に行われた給与関係閣僚会議におきまして、勧告に基づく期末手当の支給月数の引下げにつきましては、長引くコロナ禍における国全体の経済対策の観点等から令和3年12月には実施せず、令和4年6月の手当から減額調整を行うことが適当であるという調査結果を踏まえて12月に閣議決定が行われております。これを受けまして宮古島市としましては、3月定例会での条例改正に向けて労働組合との交渉及び条例改正案の作成の準備を進めてまいりましたが、沖縄県においても条例改正に向けての調整に不測の日数を要し、県内市町村への情報提供が遅れたこと等もあり、3月定例会への条例改正の提案が間に合いませんでした。その後、3月定例会での追加議案の提出も含めて県内他市の状況を確認したところ、全市とも令和4年度の臨時会にて条例改正する予定であることを確認しましたので、宮古島市としましても本臨時会での提案となっております。本来であれば人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告どおり、令和3年の引下げに相当する額につきまして令和4年6月の期末手当から調整額として減額すべきところでありましたが、長引くコロナ禍において景気が低迷している状況や集団ワクチン接種業務等で職員の負担が増えていることなど、また令和4年3月末退職者は調整減額等の対象にならないが、令和4年度に再任用職員となった職員は減額対象となると在職者と退職者で公平性に欠ける点等の観点から、調整額については減額しないことといたしました。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

まず、基金を取り崩さないといけないのかというご質疑でございます。本市の国民健康保険財政は平成30年度までは赤字財政が続いていましたが、国民健康保険制度が平成30年度から県単位の広域化に変わり、

令和元年度、令和2年度は黒字が生じたことから、基金を積み立てて予算不足に対応できる状況となっております。県単位の広域化により、保険給付費に必要な費用は全額沖縄県が保険給付費等交付金として市町村に支払い、市町村はその交付金を財源として沖縄県国民健康保険団体連合会に支払います。3月補正をしても予算不足となることから国民健康保険財政調整基金の一部を取り崩して支払いますが、保険給付費に必要な費用は全額沖縄県からの保険給付費等交付金で賄うため、令和4年度の3月に積算して追加交付されます。

続きまして、積立額が不足した場合の対応ということでございます。国民健康保険財政調整基金の積立額が不足する場合は、沖縄県に設置されている財政安定化基金から借り入れるか、もしくは本市一般財源からの法定外繰入れを行うことになると考えております。

◎下地信男君

職員の給与については、国の現下の経済状況とかコロナ禍等々勘案した国の方針に基づいてまずは対処したと。それから、県内の他市の状況を見つつ、また現下の長引くコロナ禍での経済の影響等々いろいろ考えたということでございます。いろいろと事情があったようですが、勧告というのは、これは拘束力はないと、ただ尊重しなければならないという部分がありますので、かなり難しい判断だったと思いますけれども、いろんなところに関連してきますので、それはもうやむを得ないのかなというふうに感じています。

次に、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））について、国民健康保険税の制度が変わってから、国が保険者となった後の取組等々もあったという話ですが、基金がなくなった場合は県の財政安定化基金から借入れが可能ということだと私も認識していますが、こういう財政が厳しくなっていくと将来はこの保険税も上げていくということが視野に入ってくるのかなという少し危機感があったものですから、質疑させていただきました。県を保険者とする、平成30年度からなっていますけれども、例えば沖縄県の方針としては令和6年度あたりに一応国民健康保険税の県全体の見直しをするという話が当時ありましたけれども、これが今どのような方向になっているのか。近々、あるいは国民健康保険税の見直しというのは今どのような取組になっているのか、その辺をお聞かせください。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

下地信男議員のご指摘のとおり、県は令和6年度国民健康保険税の統一化を今目指しているいろいろな準備をしているところでございますが、詳細については後ほどまたお答えしたいと思います。

税制改正についてですが、国民健康保険財政調整基金に国民健康保険特別会計の黒字分を積み立てることにより、予算が不足し、財政上必要があるときは基金を取り崩すことで健全な運営に努めていますので、国民健康保険税の税制改正については、県の動向を注意してまいりたいと思っております。

◎下地信男君

今のところ国民健康保険税の見直しはないということなので、安堵していますけれども、いずれにしても療養給付費がどんどん多額になっていくということなので、まずはその辺をどういうふうに解消していくかということを考えたときに、まず市民の健康づくりという部分がかかなり重要な取組になってくると思います。また、国全体の制度でこういう市民の健康づくりや、医療費を削減する取組をしている自治体に対

しては、まずそれなりのプラス、財政的なことが考慮されていると思いますけども、その辺をしっかりとやっていくことが国民健康保険の財政の安定的な運営と申しますか、やはり市民の健康をどういうふうにつくっていくかと。コロナ禍で健康診断の受診率も大分下がっているようですので、その辺の課題も踏まえつつ市民の健康づくりというその辺をしっかりとやっていくことが大事ななというふうに思います。ありがとうございました。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

議案第45号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてと、議案第48号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてお伺いします。

まず、ほかの自治体では労働組合が反対を表明しているところもありますけども、本市の労働組合との話し合いは、先ほど少し労働組合との話し合いについて総務部長から触れたところがありましたけども、どのような話し合いがされているのか、詳細をお聞かせください。

それから、議案第48号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件ですけど、非正規雇用をなくすという国の方針に基づいて、同一賃金、同一労働の名の下に創設されたのが会計年度任用職員の制度です。現場では名称だけが変わって、これまでと同じ不安定雇用だということで全国で不満の声が上がっていますけども、これまで非正規雇用職員に支給されていなかった期末手当が支給されるようになったということが売りの制度ですけども、残念ながら宮古島市にはフルタイムの雇用は1人もいないんです。時給制のパート労働になっていますけども、いわゆる短縮された時間分が期末手当に回っているような雇用形態の中で、今異常な物価上昇があります。コロナ禍で、共通して職員全体が過重な労働負担を強いられています。ウクライナのロシアの侵略によって経済が大変混迷している中でもう少し賢明な対応はなかったかと考えますけども、その辺の考え方についてお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、労働組合でどのような話し合いが行われたかということでございます。まず、第1回目の交渉としまして、4月21日に両労働組合と交渉をしております。その中で、当局案としましては、令和3年度、令和4年度の両方を減額するという提案をいたしました。1つの労働組合に関しては、当初は令和3年度、令和4年度の減額も行わないでくれという申出がありました。もう一つの労働組合に関しては、令和4年度のみにしてくれという申出がありました。その引上げしない理由といたしましては、先ほども答弁しましたが、職員の負担増であったり、3月末の現職者と退職者の不公平感、あるいは他市の状況では令和4年度のみ減額する市が多いという等々ございました。それを踏まえまして第2回目の団体交渉をいたしまして、その中で両方の労働組合とも令和4年度のみにとということである一定の方向が示されましたので、その後市長と調整いたしまして、令和4年度のみの方角でいくということで確認が取れましたので、その後1つの労働組合に対しては第3回目の交渉を行いまして、それぞれ4月の下旬、5月の中旬に文書にて令和4年度のみを行うということを通知してございます。

次に、会計年度任用職員の処遇ということでございますが、今回、会計年度任用職員につきましては職員と同様に支給月数を引き下げるべきという勧告がございました。会計年度任用職員については勤勉手当

の支給もございませんので、期末手当のみとなっております。そのため、職員と同様に0.15か月引き下げてしまうと支給額大きく減少になってしまうために、沖縄県の改定内容に合わせる形で宮古島市としましても0.1か月の引下げとしております。

◎上里 樹君

議案第45号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、労働組合との話し合いを重ねた結果、そのようになったということですが、賢明だと思いますが、今コロナ禍とロシアのウクライナ侵略の影響、さらにアベノミクスの失敗がもたらした異常円高、そういう諸物価が高騰して暮らしと営業を直撃する中で、職員は総務部長がお答えしているように、過重な負担、仕事で懸命に頑張っている実態があります。そんな中で、何らかの支援措置、それが必要かと考えますけども、労働組合の団体交渉の中では具体的なそういう要求は出ませんでしたでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

確かに物価が上昇しているという話の中で、期末手当を引き下げるのは少し厳しいのではないかというお話もございました。その中でまたラスパイレス指数のお話もございました。県内の11市で見ますと、下から2番目に低いというお話もございました。その中で、当局としましても、ラスパイレス指数を上げるための方策について当局で少し勉強させてくださいと、検討させてくださいというお話をいたしました。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

議案第48号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての期末手当に該当する職員が何名ぐらいいて、その額がどのぐらい影響してくるのか、説明をお願いします。これは議案と直接関係ないかもしれないけども、この会計年度任用職員というのは現在何名で、不足ぎみなのか、多いのか、その辺を少し教えてください。

◎議長（上地廣敏君）

暫時休憩します。

(休憩＝午前10時37分)

再開します。

(再開＝午前10時38分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

会計年度任用職員の人数については今調べていますので、少しお待ちください。後で数字をお示しいと思います。

1人当たりの減額ですけど、平均しますと1万4,000円余りとなります。

◎友利光徳君

時給についてどれぐらいなのか、職員のですね。職種によっても違うと勝手に思っているんだけど、もしばらつきがあるのか、職種によって。その辺の説明をお願いします。

◎議長（上地廣敏君）

暫時休憩します。

(休憩＝午前10時39分)

再開します。

(再開＝午前10時40分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

時給についてということですが、職種や経験年数によっても違いますので、今資料は出せない
ので、後で提供できたらと思います。

あと、会計年度任用職員ですけど、令和4年4月1日現在（　　部分は21頁に発言訂正あり）の数字が
588名となっております。

◎友利光徳君

総務部長、要するに職員が足りているか足りていないかというので今聞いたのだけれども、課によつて
は職員が足りないよという課などがあるんだけど、そういったことは皆さんのほうにはないですか、連
絡、要請というか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

当局では、現在各部、各課の業務量調査を行っております。これからそれを取りまとめて、各課の状況
どうなっているかというのを分析してみたいというふうに思っております。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎久貝美奈子君

議案第46号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてです
が、先ほど友利光徳議員からもありました職員の期末手当の減額なのですが、この浮いた原資分について
労働組合のほうから職員の残業手当等にこの浮いた分を使うようにということで交渉がまだ継続中だと聞
いています。この辺についてはどのようにお考えですか。今のところ決まっていますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

確かに引き下げた分の財源を時間外手当にプラスに充当してくれないかというお話はございました。ま
ず、期末手当の財源につきましては、一般財源となっております。令和4年度の当初予算編成においては、
歳出予算に対する歳入不足を財政調整基金から11億円余り繰り入れて予算編成をしております。今後も歳
出に対する財源不足は続いていくものと考えられます。今後も健全な財政運営を行っていく上でも財政調
整基金の確保は重要と考えており、今回の期末手当減額分については今後の補正予算編成において財政調
整基金繰入金を減額する形で調整していくことになると思われま。先ほども答弁しましたが、今各課の
業務量調査等を行っておりますので、その中で時間外手当であったり、そういったものが偏っていないか
という調査を含めて、適正な配置といいますか、そこら辺も今後考えていきたいと考えております。

◎久貝美奈子君

職員の仕事量の負担は、コロナ禍でもありますし、会計年度任用職員についてもせっかく期末手当がつ
くようになっていきますので、今後こういった減額といいますか、職員のモチベーションが下がるとしま
すので、ぜひその辺は労働組合のほうとも交渉を重ねて、この浮いた分についてはそれぞれ時間外手当に
回したり、そういった配慮のほうをよろしく願います。県のほうでも、何か公務員になる方が減って

いる、試験を受ける方が減っている、離職する方が増えていると聞いていますので、市民のサービスにもつながると思いますので、ぜひその辺は労働組合とも交渉を重ねて、職員のモチベーションを上げられるようによろしくお願いします。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第3、議案第45号から日程第10、報告第5号までの計8件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第45号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、日程第4、議案第46号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は可決されました。

次に、日程第5、議案第47号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は可決されました。

次に、日程第6、議案第48号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「議長」の声あり)

◎上里 樹君

議案第48号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決の関連で態度を表明します。

議案第45号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部改正についての件は、労働組合との話合いの積み上げの結果、労働組合が認めているということで異論はありませんけれども、議案第48号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、政府もご存じのとおり賃金上げを言っています。コロナ禍の中で諸物価が高騰するという、そういう困難な状況の下で、低賃金での不安定雇用を余儀なくされている職員の期末手当カットは疑問があります。

よって、採決に加わらず退場いたします。

(上里 樹君、退席)

(「議長」の声あり)

◎友利光徳君

この議案第48号、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対して、現在物価が高騰しているし、会計年度任用職員というのは毎日出勤するわけではなくて、給料の安定性がないです。したがって、生活苦に関連するだろうと思って、採決に加わらないで退席します。

(友利光徳君、退席)

◎議長(上地廣敏君)

これにて討論を終結します。

これより議案第48号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（上地廣敏君）

挙手多数であります。

よって、議案第48号は可決されました。

休憩します。

(休憩＝午前10時51分)

(上里 樹君、友利光徳君、着席)

◎議長（上地廣敏君）

再開します。

(再開＝午前10時52分)

次に、日程第7、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより報告第2号を採決します。

本案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

次に、日程第8、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度宮古島市一般会計補正予算（第1号））に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより報告第3号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

次に、日程第9、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより報告第4号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

次に、日程第10、報告第5号、専決処分承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより報告第5号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号は承認されました。

ここで総務部長から訂正の申出がありますので、これを許したいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほど友利光徳議員の質疑の中で、会計年度任用職員の数588名を令和3年4月1日現在と申し上げましたが、令和4年4月1日現在に訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

◎議長（上地廣敏君）

これで市長提出議案の審議は全部終了しました。当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前10時55分）

（当局退席）

◎議長（上地廣敏君）

再開します。

（再開＝午前10時56分）

次に、日程第11、決議案第3号を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎議会運営委員会委員長（山里雅彦君）

決議案第3号、本土復帰50年に際し、市民・県民の生命を守る任務遂行に対する感謝決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和4年5月20日、宮古島市議会議長、上地廣敏殿。議会運営委員会委員長、山里雅彦。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

本土復帰50年に際し、市民・県民の生命を守る任務遂行に対する感謝決議

戦後27年の米国統治を経て沖縄県が本土復帰をして、本年は50年の節目を迎える。多くの離島を抱える島しょ県の沖縄は、これまで「離島苦」に挑戦しながら振興発展の歩みを進めてきた。復帰とともに配備された自衛隊は、本来任務ではなかった緊急患者空輸を昭和47年、栗国島を皮切りに開始し、消防機関や医療機関と連携しながら、本年4月6日に南大東島の緊急患者空輸をもって搬送数が総計1万件を超えるに至った。

その他にも災害派遣として各地域における不発弾処理や、行方不明漁船等の捜索など市民・県民の生命を守る活動を継続して行っている。

また、海上保安庁も同様に本土復帰以来、3千百件余の離島患者空輸や漁船等からの救助を行っているほか、この復帰50年には様々な行政機関や医療機関などの連携と協力があり市民・県民の生命と財産が守られてきた。

よって、本市議会は本土復帰50年に際し、関係機関並びに関係各位における市民・県民の生命を守る任務遂行に対して、深甚なる敬意と感謝の意を表するものである。

以上、決議する。

令和4年（2022年）5月20日

沖縄県宮古島市議会

◎議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎下地 茜君

質疑の前に休憩お願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時00分）

再開します。

（再開＝午前11時06分）

質疑はありますか。

◎久貝美奈子君

決議案第3号、本土復帰50年に際し、市民・県民の生命を守る任務遂行に対する感謝決議ということですが、質疑をさせていただきます。

確かにこの決議文の中に、自衛隊員の方、海上保安庁職員の皆様、県民、市民の生命を守るということで日々災害派遣など、あと不発弾処理、その任務を遂行されていることは、本当に大変感謝いたします。

「本土復帰50周年に際し」とありますが、本土復帰50周年、祖国復帰50周年に向けてほかにも、ここにも書いてあるとおり、消防機関や医療機関、行政機関、またその他学校の先生だとか観光業に携わっている

方、日々農業、水産業に携わっている方、全ての市民、県民のこれまでの尽力の、皆さんの頑張りで復帰を迎えられて、また今日も県民いろいろな職種で頑張っていると思うんですが、この自衛隊と海上保安庁という2つの職種に絞ったというのは何か意味があるのでしょうか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時08分）

再開します。

（再開＝午前11時19分）

ほかに質疑はありませんか。

◎久貝美奈子君

すみません、休憩をお願いします。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時19分）

再開します。

（再開＝午前11時20分）

◎久貝美奈子君

中身についての質疑はすみません、間違いました。そういった議論があったかという聞き方のほうが正しいということですよ。では、この本土復帰50周年に当たり、様々な行政機関、医療機関、農産業、水産業、観光業、祖国復帰に向けて尽力してきた県民、市民の努力もあったと思います。この感謝決議文の中に自衛隊と海上保安庁のみが感謝決議というふうに書かれていますが、そのことについて議運の中で何か議論があったのでしょうか。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時21分）

再開します。

（再開＝午前11時22分）

◎議会運営委員会委員長（山里雅彦君）

なぜ2団体なのかという件に関しては、委員の皆さんからは異論はありませんでした。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

質疑をさせていただきます。

議会運営委員会の全会一致ということなんですけども、残念ながら私は議会運営委員会に入れていません。ですから、この提案のこと、これは中身についても知る由がありませんでした。ですから、お伺いしますが、ただいま久貝美奈子議員が質疑をしましたが、関係機関これ多々ある中で、なぜその自衛隊

と海上保安庁だけを名称挙げて、ほかの団体は関連機関として挙げてあるのか大変疑問になるんですけども、なぜその2つの機関だけにとりわけ感謝をするのか伺います。

それから、緊急搬送というのは自衛隊の通常任務の範囲に現在はなっているということです。感謝決議にそれはなじまないと考えますけども、どのように考えますか。

それから、緊急搬送は医療提供体制が整っていないために自衛隊が肩代わりをしていると理解します。県や市町村の専門の組織を充実、強化させることが必要だと考えますけども、殊さら自衛隊に肩代わりをさせている、それに対して感謝決議を上げるというのはどのような観点からでしょうか。

(議員の声あり)

◎上里 樹君

いや、このようなロシアの侵略によって今ウクライナの問題も起きていますけども、宮古島には要するに抑止力と称してミサイル基地の建設が推進されています。今は敵基地攻撃も、さらに核共有も、さらにこの基地上空まで行って攻撃が可能と。GDP比の2%の軍拡まで議論が進められていますけども、感謝決議を上げることがその後押しにならないかどうか。

◎議長(上地廣敏君)

暫時休憩します。

(休憩＝午前11時26分)

再開します。

(再開＝午前11時34分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(上地廣敏君)

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第11、決議案第3号については委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。

これより討論に入ります。

日程第11、決議案第3号 本土復帰50年に際し、市民・県民の生命を守る任務遂行に対する感謝決議に対する討論の発言を許します。

◎池城 健君

先ほどからあるように、本土復帰50年、宮古島市においては、農業関係、漁業関係、観光業、商業、市役所職員、教員、全ての人たちが、市民の生命、財産を守るために一生懸命やってきました。その中で、この自衛隊と海上保安庁、医療関係だけを取り上げて感謝決議をするというのは、これはおかしいと思います。

よって、私はこの決議案に反対します。

◎議長(上地廣敏君)

ほかに討論はありませんか。

◎下地 茜君

反対の立場から討論したいと思います。

書かれてあるように、自衛隊、そして海上保安庁に対しての頑張りに対して感謝をするということを取ってみれば当然のことだと思うんですが、「本土復帰50年」という題がされています。ここがなぜ「本土復帰50年に際し」とわざわざしているのかというところ疑問がありまして、というのも50年前には沖縄が返還されるに当たって、当時屋良朝苗主席が沖縄の建議書を持って国会に向かって、そしてその建議書が届けられる前に沖縄の返還の協定が強行採決によって、この沖縄の願いが届けられる前に強行採決で返還が決まったという経緯があるんです。この届けられなかった屋良朝苗主席の建議書の中身を見てみると、米軍基地もそうですけれども、自衛隊の配備に対してもこれは戦争につながるものとして配備をしないよというのを建議書の中で求めているという部分があります。この建議書の文面を読むと、「武力による抑止が国・地域間の緊急を過度に高め、不測の事態が起こることのないように最大限の努力を国はすべき」ということで、この軍隊の配備をしないよというふうはこの建議書で求めているという部分があります。なので、この「本土復帰に際し」という題をつけてしまっていることによって、これは当時の沖縄の返還に際する願いというものを、宮古島市議会としてこれが出ていくことはその建議書の願いというところをないがしろにする、無視しているようなものになってしまうのではないかということと、そしてこれがまた上書きされていきかねないのではないかということがあります。

同時に、那覇市議会では、これは決議が通っていったんですけれども、後日のコメントとしてやはり通すべきではなかったのではないかというようなコメントが紹介され、これは今宮古島でも南西陸自配備としてミサイル部隊の配備が進められていますけれども、この増強につながりかねない、それに利用されかねない決議ではないかというようなことが議員のコメントとして紹介されております。

こういったことを総じて考えていくと、もちろんこの中身に関しては……

◎議長（上地廣敏君）

下地茜議員、簡潔にお願いします。

◎下地 茜君

感謝するというのは当然のこととしても、やはり「本土復帰に際し」というこのタイトル、題がついているということ、今の宮古島の現状を考えると安易に出せるものではないのではないかということで反対いたします。

◎議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時39分）

再開します。

（再開＝午前11時41分）

ほかに討論はありませんか。

◎下地信男君

私は、この決議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

戦後、本土復帰からこの間、やはり県民の生活あるいは営みの中でこの戦後の混乱を乗り越えてきたというのは、私も広く認めるところであります。その中で、予期せぬ災害あるいは不慮の事故に対して、県

民の力ではもういかんともし難い部分を本当に自衛隊あるいは海上保安庁には担ってきていただいたと思っております。特に離島県のさらに離島に住んでいる私たちは、こういう力がなければ命がこれまで守れなかったということも考えると、やはりこの50年という節目のみならず、日頃から自衛隊や海上保安庁の皆さん方には感謝をするということは、私は大事だと思います。特に今回本土復帰50周年という節目にまたこの思いを表明して、さらに離島の安全、安心を守っていただくということ私も大事だと思いますので、私はこの決議案に賛成いたします。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに討論はありませんか。

◎栗国恒広君

私も、賛成の立場から討論いたします。

「本土復帰50年に際し」という感じで、自衛隊が配備されて50年になります。そして、急患輸送について、海上保安庁をはじめ医療機関に対し、この離島、諸島である宮古島市においても、その急患輸送に対しては市民おのおのこの輸送に関してすごく感謝をしているということでこの本決議案を提出しました。そういう意味では、脆弱な医療体制の中でいち早く人命救助に当たるその医療機関、もちろん消防機関を含め、今久貝美奈子議員がおっしゃったように、もちろん市民もそうです。いろんな職種の皆さんもそうです。生命が一番大事ということで急患輸送に対して、本土復帰50周年、そしてそれに伴う自衛隊が50年、急患搬送任務を遂行したことに對しての感謝決議ですので、この決議案に対して賛成の討論といたします。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより決議案第3号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（上地廣敏君）

挙手多数であります。

よって、決議案第3号は可決されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和4年第3回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会=午前11時46分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和4年5月20日

宮古島市議会

議長 上地 廣 敏

議員 友利 光 徳

〃 富 浜 靖 雄